

○土地収用法(抜粋)(昭和 26 年6月9日法律第 219 号)

第三十四条の七 都道府県に、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、審議会その他の合議制の機関（次項において「審議会等」という。）を置く。

- 2 審議会等の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

○愛知県事業認定審議会条例（平成 14 年3月 26 日条例第7号）

（趣旨）

第一条 この条例は、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の七第二項の規定に基づき、愛知県事業認定審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

（組織）

第二条 審議会は、委員七人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者のうちから知事が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

（会長）

第三条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第四条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会においては、会長が議長となる。
- 3 審議会は、会長（会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する者）及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（雑則）

第五条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、土地収用法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百三号）の施行の日から施行する。

[土地収用法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成 14 年 5 月 29 日政令第 183 号）により平成 14 年 7 月 10 日から施行]